

令和元年 6 月

# 伊那中央行政組合議会臨時会議案書

令和元年 6 月 27 日

令和元年6月伊那中央行政組合議会臨時会議案目次

議案第1号	監査委員の選任について……………	2
議案第2号	伊那中央行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例……………	5
議案第3号	伊那中央衛生センター条例の一部を改正する条例……………	6
議案第4号	和解することについて……………	7

## 監査委員の選任について

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

## 記

氏 名	生 年 月 日	住 所	選出区分	備考
中 澤 清 明	昭和 25 年 1 月 24 日	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 2804 番地 1	議会選出	新任

令和元年 6 月 27 日提出

伊那中央行政組合長 白 鳥 孝

## （提案理由）

丸山豊委員が平成 31 年 4 月 26 日をもって任期満了となったことに伴い、上記の者を委員として選任したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は議員の任期であり、委員の略歴は別紙のとおりであります。

# 略 歴

なか ざわ きよ あき  
中 澤 清 明

昭和25年1月24日生（満69歳）

本 籍 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2851番地3

住 所 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2804番地1

## 最 終 学 歴

昭和48年 3月 北海道大学卒業

## 職 歴

自	昭和49年	9月	箕輪町職員
至	平成5年	4月	
自	昭和50年	7月	上伊那地域広域行政事務組合派遣
至	平成5年	4月	
自	平成5年	5月	上伊那地域広域行政事務組合職員
至	平成9年	3月	
自	平成9年	4月	上伊那地域広域行政事務組合上伊那情報センター所長
至	平成11年	6月	
自	平成11年	7月	上伊那広域連海上伊那情報センター所長
至	平成19年	3月	
自	平成19年	4月	上伊那広域連合総務課長
至	平成22年	3月	

## 公 職 歴

自	平成27年	4月	箕輪町議会議員
至	現	在	
自	平成27年	5月	箕輪町議会総務産業常任委員
至	平成31年	4月	
自	平成29年	5月	箕輪町議会総務産業常任委員長
至	平成31年	4月	

自 平成 2 9 年 5 月  
至 現 在 伊那中央行政組合議会議員

自 令和 元年 5 月  
至 現 在 箕輪町議会議長

伊那中央行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

伊那中央行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 40 年伊那中央保健衛生施設組合条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号アの表を次のように改める。

世帯実人員 汲取り間隔	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人 以上
	1 か月間隔 1 か月分	円 1,180	円 1,560	円 1,930	円 2,150	円 2,370	円 2,590	円 2,810	円 3,030
2 か月間隔 2 か月分	1,620	2,220	2,820	3,260	3,700	4,150	4,590	5,030	5,460
3 か月間隔 3 か月分	2,060	2,880	3,710	4,360	5,030	5,700	6,370	7,020	7,680
4 か月間隔 4 か月分	2,500	3,550	4,600	5,460	6,350	7,260	8,150	9,010	9,900

第 9 条第 1 項第 2 号中「87 円」を「89 円」に、「1,190 円」を「1,220 円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

令和元年 6 月 27 日提出

伊那中央行政組合長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊那中央衛生センターの適正な施設運営を図るため、し尿取扱手数料の改正について、提案するものであります。

伊那中央衛生センター条例の一部を改正する条例

伊那中央衛生センター条例（昭和 4 0 年伊那中央保健衛生施設組合条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「 1 , 2 4 4 円」を「 1 , 2 6 7 円」に、「 2 , 3 0 2 円」を「 2 , 3 4 5 円」に改め、同条第 2 項中「 1 8 , 0 0 0 円」を「 1 9 , 0 0 0 円」に、「 3 4 , 0 0 0 円」を「 3 5 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

令和元年 6 月 2 7 日提出

伊那中央行政組合長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊那中央衛生センターの適正な施設運営を図るため、し尿取扱業者から受け入れる投入料の改正について、提案するものであります。

和解することについて

次のとおり和解することについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条第 2 項に基づく伊那中央行政組合病院事業の設置等に関する条例（平成 11 年伊那中央行政組合条例第 3 号）第 6 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 和解の相手方

伊那市在住 男性

2 和解の内容

男性は、平成 12 年頃から右下肢全体のしびれにより歩行困難となり、市内の開業医に通院したが、開業医からの紹介で伊那中央病院にて MRI 検査を受けたところ「胸椎硬膜内髄外腫瘍」と診断された。これにより平成 27 年 7 月 30 日に当院にて「胸椎硬膜内髄外腫瘍摘出手術」を受けたが、術後の合併症により両下肢の神経脱落症状が発生した。当院でリハビリテーション治療を受け平成 27 年 9 月 24 日に退院し、社会復帰を目指し長野県立総合リハビリテーションセンターへ転院した。平成 27 年 12 月 3 日付けで身体障害者手帳 2 級が交付され、現在は症状固定の状況にある。

上記の経過から、和解の相手方（原告）が伊那中央行政組合（被告）に対し損害賠償請求訴訟を提起するに至った。

しかしながら、早期解決のため双方が真摯に協議し、裁判上の和解により解決するものである。

3 和解条項について

- (1) 被告は、原告に対し、本件和解金として金 1,200 万円の支払いをする。
- (2) 被告は原告に対し、令和元年 7 月 31 日限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告と被告は、本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。



4 和解の期日について

長野地方裁判所伊那支部における令和元年7月2日（火）開催予定の和解期日における和解をもって確定とする。

令和元年6月27日提出

伊那中央行政組合長 白 鳥 孝